

□ 案件概要

峰山都市計画区域及び網野都市計画区域の変更に伴い、変更後の都市計画区域について、市街地の広域的な防火対策を図るため、建築基準法の規定に基づき、建築物の屋根を不燃材料で造ること等を義務付ける区域を指定しようとするものである。

□ 指定案

変更後の都市計画区域の全域を建築基準法第22条第1項の規定による区域として指定する。

□ 指定区域図

